

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月28日
【発行者（受託者）名称】	株式会社F P G信託
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳川 譲
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【事務連絡者氏名】	株式会社F P G信託 業務企画部 吉本 公平
【電話番号】	03-5288-8830（代表）
【発行者（委託者）氏名又は名称】	合同会社F b i t 第2号
【代表者の役職氏名】	代表社員 株式会社F P G 職務執行者 中村 敬一
【住所又は本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【事務連絡者氏名】	株式会社F P G証券 代表取締役社長 塚田 正泰
【電話番号】	03-5220-4200（代表）
【届出の対象とした募集有価証券の名称】	F . b i t 航空機小口化商品第2号(譲渡制限付・為替ヘッジなし)
【届出の対象とした募集有価証券の金額】	一般募集 5,540,000,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年7月2日提出の有価証券届出書及び2026年7月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2027年4月1日に開始するリースに関する新たな会計基準における取扱いを踏まえて元本の一部払戻しのための分配額に設定した上限を削除すること、及び鑑定評価額に関する一部の記載について円換算の際に使用した為替レートに誤りがあったことに伴い、関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

（１）第一部 証券情報

第１ 内国信託受益証券の募集（売出）要項

５ 給付の内容、時期及び場所

（１）分配金

本受益者に対する配当金額、元本一部払戻金額及び残余財産の分配金額の計算方法等

<元本の一部払戻し>

（２）第二部 信託財産情報

第１ 信託財産の状況

３ 信託の仕組み

（１）信託の概要

その他

（二）最終信託配当及び償還

（３）（添付書類の変更）

信託契約書

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示してあります。

（１）第一部 証券情報

第１ 内国信託受益証券の募集（売出）要項

５ 給付の内容、時期及び場所

（１）分配金

本受益者に対する配当金額、元本一部払戻金額及び残余財産の分配金額の計算方法等

<元本の一部払戻し>

<訂正前>

（前略）

ただし本信託においては、アセット・マネージャーが決定した場合には、対象となる信託計算期間末日における減価償却費累計額、繰延資産償却費累計額、長期前払費用償却累計額、及び本借入れの実行日における為替レートに基づく米ドル建借入残高を信託計算期間末日の為替レートで円換算することによって生じる差額が損失である場合のその額、の合計額を上限として、対象となる信託計算期間における当期末処分利益を超える金額の分配をすることができます。

<訂正後>

下線部分を削除

（２）第二部 信託財産情報

第１ 信託財産の状況

３ 信託の仕組み

（１）信託の概要

その他

（二）最終信託配当及び償還

<訂正前>

（前略）

期中分配金の仕組み

期中分配金は、毎月賃借人より支払われるリース料収入から必要経費を控除した金額を原資とする本件航空機受益権の配当金を分配金原資として留保し、各信託配当支払日に本受益者へ支払います。なお、リース料収入及び必要経費は必ずしも一定ではないため、分配金の額は每期変動します。

なお航空機は減価償却費、繰延資産償却費、長期前払費用償却を費用として計上することができるため会計上の収支は赤字となりますが、実際に留保されている金額から配当が支払われます。またアセット・マネージャーが決定した場合には、これら減価償却費等累計額を、信託計算期間末日の為替レートで円換算することによって生じる差額が損失である場合のその額、を上限として、当該期における未処分利益を超える金額を元本の一部払戻しとして分配することができます。

<訂正後>

下線部分を削除

（二）最終信託配当及び償還

<訂正前>

（前略）

リース期間終了時（2031年4月）の鑑定評価額

鑑定会社	鑑定評価額（注1）	前提となる売却方法
IBA社	37.3百万ドル（約6,103百万円）	パーツアウト
IBA社	28.07百万ドル（約5,436百万円）	機体売却
Alton社	35.5百万ドル（約5,810百万円）（注2）	パーツアウト
Avitas社	33.9百万ドル（約5,549百万円）	機体売却

（注1）上記の鑑定評価額は、本件航空機がリース終了まで旅客機として運航されることや標準的な整備が予定どおり行われること、事故やインシデント（将来的に問題へ発展する可能性のある予期せぬ事象やトラブル）に遭遇しないことなどを前提とした、あくまで鑑定時点での試算であり、いかなる意味においても、将来の時点における売却機会及びその価格を保証又は約束するものではありません。

（注2）パーツアウトによる売却を前提とする鑑定評価額の算定にあたり、部品の一部をリースアップ（再利用）して活用する評価を行っています。

（後略）

<訂正後>

（前略）

リース期間終了時（2031年4月）の鑑定評価額

鑑定会社	鑑定評価額（注1）	前提となる売却方法
IBA社	37.3百万ドル（約6,103百万円）（注2）	パーツアウト
IBA社	28.07百万ドル（約4,594百万円）	機体売却
Alton社	35.5百万ドル（約5,811百万円）（注2）	パーツアウト
Avitas社	33.9百万ドル（約5,549百万円）	機体売却

（注1）上記の鑑定評価額は、本件航空機がリース終了まで旅客機として運航されることや標準的な整備が予定どおり行われること、事故やインシデント（将来的に問題へ発展する可能性のある予期せぬ事象やトラブル）に遭遇しないことなどを前提とした、あくまで鑑定時点での試算であり、いかなる意味においても、将来の時点における売却機会及びその価格を保証又は約束するものではありません。

（注2）パーツアウトによる売却を前提とする鑑定評価額の算定にあたり、部品の一部をリースアップ（再利用）して活用する評価を行っています。

（後略）

（3）添付書類の信託契約書を再提出しております。